

電 氣 設 備 工 事 編

1. 一般共通事項

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
設計図書及び現場の納まり等に関する疑義への対応	○	協議指示	設計図書その他関係図書をよく確認し、十分に内容を検討し、不明確な事項は、設計者等に設計意図等を確認する。 疑義内容（軽易なものを除く）については、速やかに、工事報告書により課(所)長に報告する。 受注者との協議結果は、軽易なものを除き工事報告書にまとめ、設計図書と異なる部分がある場合は、概算差引金額等を記入し、課(所)長の承認又は指示を受ける。 なお、契約内容の変更については、約款第18条から第25条の規程及び設計変更ガイドラインに基づき行うものとする。	標仕1編1.1.6 〃 1.1.8 監督要綱23条
関連工事等		指示	関連工事の監督員等と、工程、取合い等について協議し、工事全体の円滑な進捗を図る。	標仕1編1.1.7 契約約款2条
工 程 表	○	確認	契約締結後、「工程表」を提出させ、課(所)長に報告する。	契約約款3条
請負代金額内訳書		確認	契約締結後、「請負代金額内訳書」を提出させ、法定福利費の明示と妥当性も含めて確認する。なお、確認方法は別途通知による。	契約約款3条
契約時における確認票		確認	契約後、最初に現場代理人と打ち合わせをするときに、「契約時における確認票」を作成し、その写しを現場代理人に提出する。	
施工体制台帳及び施工体系図		確認	「施工体制台帳」及び「施工体系図」の写しを提出させ、「工事現場等における施工体制の確認要領」により確認する。 変更が生じた場合は、その都度速やかに提出させ、同様の確認を行う。 なお、以下の書類を添付させる。 1. 下請け契約書及び契約約款の写し（必要により基本契約書等を添付）	建設業法24条の8 適正化法14、15条 特別共仕1.1.4 確認要領

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
火災保険等の 写し		確認	2. 再下請負人通知書 3. 監理技術者等が資格を有することの証明書 の写し 4. 監理技術者等が直接的かつ恒常的な雇用 関係にあることを証明するものの写し（専 任を要しない主任技術者を除く） 5. 専門技術者を置くときは、その者が主任技 術者資格を有することを証する書面及び直 接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証 するものの写し 証券の写しを提出させ、保険の種類、期間等 について特記仕様書と照合する。 請負代金額、工期等に変更が生じた場合は、 保険加入条件変更後の証券の写しを提出させ、 同様の確認を行う。	契約約款57条 特別共仕1.1.3
建設業退職金 共済証紙購入 状況報告書・ 建設業退職金 共済証紙貼付 実績報告書		確認	請負代金額が 600 万円以上の工事について、 建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使 用する場合は、勤労者退職金共済機構の発注者 用掛金収納書を貼付けした「建設業退職金共済 証紙購入状況報告書」を契約締結後 1 ヶ月以内 に提出させる。なお、証紙の購入が不要な場合 は、その旨を提出させる。 工事完成時には、証紙を貼り付けた建設業退 職金共済手帳の写しとともに「建設業退職金共 済証紙貼付実績報告書」を提出させ、貼付状況 を確認する。	特別共仕1.1.7
現 場 代 理 人	○	確認	「現場代理人等通知書」及び「経歴書」を提 出させ、「工事現場等における施工体制の確認 要領」により確認し、課(所)長に報告する。	契約約款10条 特別共仕1.3.34 監督要綱12条 確認要領
	○	協議	現場への常駐を要しない期間を特記した場 合は、当該期間に常駐を求めることのないよ うにする。また、特記にて常駐を要しない期 間が確定していない場合は、契約締結後、受 注者と協議し、結果を工事報告書にまとめ速や かに工事報告書により課（所）長に報告する。	

1. 一般共通事項

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
監理技術者等	○	確認	「現場代理人等通知書」及び「経歴書」を提出させ、「工事現場等における施工体制の確認要領」により確認し、課(所)長に報告する。	契約約款10条 建設業法26条 確認要領 監理技術者制度 運用マニュアル 特別共仕1.3.3 監督要綱12条
	○	協議	現場への専任を要しない期間を特記した場合は、当該期間に専任を求めることのないようにする。また、特記にて専任を要しない期間が確定していない場合は、契約締結後、受注者と協議し、結果を工事報告書にまとめ速やかに工事報告書により課(所)長に報告する。	
		確認	建設業法で規定する工事に係る監理技術者は、監理技術者資格者証を有する者とし、その写し(表裏)及び監理技術者講習修了証の写しを添付させる。また、現場においても、必要に応じ資格者証及び監理技術者講習修了証の提示を求め施工体制を確認する。 1. 請負代金額が4,500万円以上(ただし、建築一式工事の場合は9,000万円以上)の場合は専任の主任技術者(監理技術者)が必要。ただし、監理技術者にあつては特例監理技術者(建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。以下同じ。)となる場合を除く。 2. 下請代金の額の総額の合計が5,000万円以上(ただし、建築一式工事の場合は8,000万円以上)の場合は監理技術者が必要 ※ 特定建設工事共同企業体については、取扱い別途 請負代金額が4,500万円以上(ただし、建築一式工事の場合は9,000万円以上)の場合は、建設業許可申請書添付書類の専任技術者証明書の写し等を添付させ、営業所の専任技術者と兼務をしていないかを確認する。 専任の主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐においては、直接的雇用かつ3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を確認する。	

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
専門技術者	○	確認	監理技術者等の専任が必要な工事の場合は、契約後速やかに専任確認を実施する。また、必要により、適宜、施工中専任確認を行う。 その他、監理技術者制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」により確認する。 専門技術者を置く場合は、「現場代理人等通知書」及び「経歴書」を提出させ、「工事現場等における施工体制の確認要領」により確認し、課(所)長に報告する。 なお、建設業法で規定する専門技術者は、附帯する他業種の工事を自ら施工する場合に必要となるため、当該業種の工事に関し主任技術者の資格を有する者とし、その写しを添付させる。	契約約款10条 建設業法26条の2 確認要領
工事現場への 標識の掲示		確認	1. 建設業の許可票 公衆の見やすい場所に、元請の標識が掲げられているかを確認する。 2. 施工体系図 施工体系図が、工事現場の関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げられているかを確認する。 3. 下請負人が再下請負を行う場合に再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示がされているかを確認する。 4. 労災保険関係成立票 労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を見やすい場所に掲示しているかを確認する。 5. 建設業退職金共済制度に係る標識 建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使用する場合は、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が、現場事務所等に掲示されているかを確認する。	建設業法40条 建設業法施行規則25条 建設業法24条の7 適正化法15条 特別共仕1.1.4 労働者災害補償 保険法施行規則49条 特別共仕1.1.7

1. 一般共通事項

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
工事实績情報システム (CORINS)		確認	6. コスト表示 コスト表示を行う工事については、公衆の見やすい場所に表示しているかを確認する。 7. 再生資源利用〔促進〕計画書 再生資源利用〔促進〕計画書を作成する工事は、計画書が工事現場の見やすい場所に掲げられているか確認する。 8. 石綿の事前調査結果の掲示 解体工事又は改修工事の場合は、石綿含有建材の使用の有無に関わらず、公衆の見やすい場所に、石綿の事前調査結果等が掲示されているか確認する。 ※デジタルサイネージ等を用いて掲示している場合、下記要件を満たしていることを確認する。 (1) 工事関係者及び公衆が必要なときに標識を確認できるものであること。 (2) 当該デジタルサイネージ等において標識を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること。 (3) 施工時間外においても標識を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。 施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、インターネット上で標識を閲覧する措置を講じ、当該デジタルサイネージ等の周囲にその旨、掲示されていること。	特別共仕1.1.12 資源有効利用促進法 大気汚染防止法
			請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報システム (CORINS) に、工事实績情報を登録するため、「登録のための確認のお願い」の作成を指示し、その内容を	標仕1編1.1.4 特別共仕1.1.8

1. 一般共通事項

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
電気工作物の工事に関する保安	○	指示 承諾	確認する。 その後、速やかに（一財）日本建設情報総合センターに登録申請するよう指示し、「登録内容確認書」の提出を求める。 電気保安技術者について、総合施工計画書に記入させるとともに、その資格を証明する資料を添付させる。	標仕 1 編1. 3. 2 特別共仕1. 3. 1
工事用電力設備の保安		指示 確認	工事用電力設備の保安責任者について、総合施工計画書に記入させる。	特別共仕1. 3. 2
災害及び公害の防止		指導	工事現場内の点検を徹底させ、災害、公害及び事故を未然に防止するよう、「建築基準法」、「労働安全衛生法」、「騒音規制法」、「振動規制法」、「大気汚染防止法」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」、「建設副産物適正処理推進要綱」及び「埼玉県建築工事に伴う災害、公害及び事故防止対策要領」その他関係法令等に基づき、受注者を指導監督する。	標仕 1 編1. 3. 5 〃 1. 3. 7 事故防止要領
発生材の処理	○	指示 確認	1. 発生材のうち、発注者等に引渡しを要するものは、「埼玉県建築工事に伴う現場発生材の取扱い要領」に基づき、受注者に、「現場発生材報告書」を提出させ、関係者の立会いを求め、品目、数量等を照合し必要に応じて保管方法場所等を確認の上処理する。 2. 再資源化を図ると指定されたものは、次の事項について明記した報告書を提出させ、内容を確認する。 (1) 発生材の種類、数量 (2) 収集運搬業者名及び許可証の写し (3) 再資源化処理施設等の名称及び許可証の写し (4) 施設に搬入した証明書等の写し (5) 解体工事業者の登録証の写し	標仕 1 編1. 3. 9 標仕巻末資料 監督要綱33条 特別共仕1. 1. 13 現場発生材要領 建設リサイクル 実施指針 改仕 1 編1. 9. 1

1. 一般共通事項

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
臨機の処置	○	指示	(6) 解体工事の技術管理者選任届 3. 1 及び 2 以外のものは、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「特定家庭用機器再商品化法」、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」、その他関係法令に基づくところによるほか、「彩の国建設リサイクル実施指針」、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理させ、その内容を報告させる。 災害、公害又は事故が発生した場合は、「埼玉県建築工事に伴う災害、公害及び事故防止対策要領」に基づき処理する。	標仕 1 編 1. 3. 7 契約約款 27 条 事故防止要領
実 施 工 程 表		承諾	実施工程表は、次の事項等について確認する。 1. 工程の順序 2. 建築工事、機械設備工事その他の工事工程の把握と調整 3. 仮設準備期間 4. 官公署等への届出書類提出時期 5. 施工計画書、製作図及び施工図の作成並びに承諾の時期 6. 主要機器の製作期間並びに現場搬入時期 7. 接地極埋設時期 8. アンテナ設置位置の電界強度測定時期 9. 配管、配線、機器取付け等の施工の取合い及び部分の完了の時期 10. 電力、電話等の引込み配線施工時期及び期間 11. 電話機取付位置確認時期 12. 検査及び施工の立会い時期 13. 試験の時期及び期間 14. 受電の時期 15. 試験運転調整及び跡片付け期間	標仕 1 編 1. 2. 1

1. 一般共通事項

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
週間又は月間工程表等		指示	16. 気候（雨、風、雪、気温等）、風土、慣習等の影響 17. 上記の各事項に対する余裕 週間又は月間工程表、工種別工程表は、次のような場合、必要に応じて提出させる。 1. 施工上の調整及び確認のために必要な場合（機器の製作、搬入等） 2. 関連工事の受注者に必要な場合（天井隠ぺい配管等）	標仕1編1.2.1
施工計画書		指示	施工計画書（施工計画図及び試験計画書を含む。）は、次のものについて期限を定め提出させ、設計図書、実施工程表等と照合して総合的に内容を把握し、それぞれに応じた処理を行う。（関連工事の監督員との協議等も含む。） 1. 総合施工計画書 2. 工種別施工計画書 ただし、施工計画図書作成の必要性の少ないものは、省略させてもよい。	標仕1編1.2.2 材料検査要領 契約約款1条3項
		確認	1. 総合施工計画書 総合施工計画書の記載事項の標準は以下のとおりとし、工事内容により記載の必要性の少ないものは省略してもよい。契約額が500万円未満の場合は必要な事項のみの記載でよいものとする。 なお、設計図書で特に指定された事項については承諾を要する。 (1) 施工体制と安全管理 ア 現場施工体制（現場職員構成、工種別責任者、電気保安技術者） イ 現場安全・衛生管理体制（統括安全衛生責任者、安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、電力保安責任者、特定元方事業者※等）※発注者が指名 ウ 災害防止協議会の設置及び運営	労働安全衛生法15条、15条の2、16条 〃 30条

1. 一般共通事項

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書 (続)		確認	エ 日常安全管理（店社パトロール、安全教育、訓練、安全巡視、TBM、KY等） (2) 現場仮設計画（配置図） ア 敷地周囲の仮囲い（出入口） イ 各仮設物の概略配置 ・受注者事務所、材料置場等 ・施設使用者行動範囲との分離措置 ・人、材料、機器搬入の動線 ・別契約者に対する余地の確保 ・危険物置場の規模及び位置 (3) 災害、公害及び事故防止への配慮 (4) 出入口の交通安全対策 ア 関係者以外の立入禁止 イ 出入口の交通安全 (5) 危険箇所の点検方法 (6) 緊急時の連絡方法（掲示） (7) 火災予防（消火器、すいがら入れ等） (8) 休日及び夜間警備体制 (9) 官公署その他への届出手続等 (10) 救急用品の常備 2. 工種別施工計画書 工種別施工計画書は、施工の品質を決定する具体的な施工計画書であり、工種毎に工事着手前に提出させ、以下の事項について確認する。なお、工事内容により必要性の少ない事項は省略してもよい。契約額が 500 万円未満の場合は必要な事項のみの記載でよいものとする。また、個別の工事について具体的に検討することなく、どの工事にも共通的に利用できるように便宜的に作成されたものでないことを確認する。 (1) 品質計画、一工程の施工の確認、施工の具体計画を定めるもの。 原則として設計図書と相違ないものとするが、設計図書に明示のない施工上必要な事項についても記載させる。	事故防止要領 標仕 1 編1.1.3

1. 一般共通事項

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書 (続)			工種別施工計画書のうち、品質計画に係る部分について承諾する。 ア 工期 イ 使用機材 ウ 施工方法 エ 安全管理 ・作業主任者等の資格者証の写し ・リスクアセスメント実施手順（受注者が実施する場合のみ） オ 養生計画 カ 他の関連工事との施工区分 キ 品質計画 ・品質管理体制、フロー ・品質管理チェックリスト（管理項目、管理値等） ク 搬入計画 ・搬入用車両、使用揚重機 ・搬入ルート、マシンハッチ等の確保 ・資格者証の写し ・機材等の保管場所 ケ 総合調整計画 ・試運転調整組織 ・試運転調整工程表 ・手順及び安全対策 ・試運転調整チェックリスト（項目、事前作業等） コ 建設副産物処理計画 ・再生資源利用〔促進〕計画書 ・産業廃棄物収集・運搬委託契約書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し ・処理業者等の許可証の写し ・産業廃棄物収集運搬車一覧表 ・積換、保管施設、中間処理施設、最終処分場までのフロー及び運搬経路地図 (2) 試験等で、特に必要なものについては「試験計画書」を別途提出させ、課(所)長に報	労働安全衛生法 14 条、28 条の 2 事故防止要領 標仕 1 編1.3.9 改仕 1 編1.9.1 特別共仕1.1.13 標仕 1 編1.4.5 材料検査要領
	○			

1. 一般共通事項

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
敷地の状況確認			告し指示をうける。 (3) 工種別施工計画書を作成する工種は、次の項目によるほか、監督員が必要と認める工事とする。 ・配管工事・配線工事 ・電力設備工事・受変電設備工事 ・電力貯蔵設備工事・発電設備工事 ・通信・情報設備工事 ・中央監視制御設備工事 ・昇降機設備工事 (4) 施工に必要な資格者の資格者証の写しの添付を確認する。(第一種・第二種電気工事士、溶接工、消防設備士等)	監督要綱22条
		指示	施工に先立ち、受注者に敷地の状況を確認させるために次の事項等の調査を指示する。 1. 境界 敷地境界について不明確な点は、必要に応じて関係者の立会いを受けて、明確にし、記録する。 2. 既設物件 建築物及び工作物又は地下に埋設されたガス管、電線、電話ケーブル、給排水管等を設計図書により確認するとともに、関係機関の協力を求め、設計図書に示されたもの以外に埋設物がないか確認する。 3. 近隣対策 騒音及び振動等について、事前に適切な処置を検討しておく。特に近隣に影響を及ぼすおそれのある工事を行う場合は、近隣建物、工作物等に振動によるき裂、はく落、沈下等の事故が生じた場合の現状確認の資料とするため、関係者の立会いを求め写真等により現状を記録しておく。 4. 敷地周辺の状況 敷地周辺の交通量、交通規制、仮設配管等	特別共仕1.3.1 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施 工 図 等		承諾	を考慮し、建設機械、資材等の搬出入口の位置を確認する。 施工図等は、期限を定めて作成させ、設計図書と照合し、技術的、法的検討をするとともに、関連工事の取合い及び維持管理性等の検討を行う。 1. 施工図の種類（例） (1) 装柱図 (2) 屋外配管配線図 (3) ハンドホール詳細図 (4) 各階配管配線図（平面, 立面, 詳細図） (5) 変電室、機械室の詳細図 (6) アンテナ及び避雷針取付詳細図 (7) スリーブ・インサート図（穴明け、スリーブ、支持金物用インサートの位置や大きさの詳細図） (8) 機器類の基礎図、架台図 (9) その他監督員が必要と認め、指示するもの 2. 総合図（プロット図） 関連工事との取合い（寸法的な納まり、技術上の関連）を検討するため、必要に応じて総合図（プロット図）の作成を指示する。 3. バリアフリー及びユニバーサルデザイン すべての施設利用者が円滑かつ快適に利用できるよう配慮されているか確認する。	標仕1編1.2.3
製 作 図		承諾	製作図、製作仕様書等は、期限を定め作成させ、設計図書と照合し、設計図書と相違する箇所は明示するよう指示する。 1. 機器仕様等の照合 使用目的に合った機種であること。 機器仕様は設計図書及び仕様書に記載されている事項と間違いや落ちのないように確認し、性能については、同一条件による試験値	高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律 標仕1編1.2.3 〃 1.4.2 埼玉県グリーン調達推・環境配慮契約進方針 グリーン購入法 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準

1. 一般共通事項

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
			であること。また、数量や附属品等についても確認する。 機器重量（運転時）に基礎重量を加えた荷重で床の強度についても確認する。 2. 大型機器類の搬入路及び方法 キュービクル、発電機、中央監視等装置を所定位置まで搬入するにあたり、搬入路の広さが、コロ、チェンブロック、クレーン車等で作業する場合に十分であるかどうか、場合によっては分解搬入を検討する。 3. 電源の種類及び保護回路 電源の相、電圧、電流、起動方式、接続位置、各機器の発停順によるインターロック回路及び過負荷、異常等の保護回路、必要な警報回路を確認する。 4. 「埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針」又は「グリーン購入法」に定める特定調達品目は、その判断の基準、配慮事項への適合状況を確認する。 5. 耐震計算方法が「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に適合しているか。 6. バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮されているかを確認する。	及び同解説 高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律
見 本 等		承諾	見本は、必要と認めるものについて期限を定め提出させ、設計図書と照合し、承諾後製作させる。	標仕1編1.4.2
色等の指示	○	指示	見本等に基づき関係担当者と調整し、速やかに受注者に指示する。 なお、主要な材料及び基調色については、課(所)長の承認を受ける。	標仕1編1.4.2
資材・製造所の報告	○	確認	機材の製造業者が決められた時は、その材料名、製造業者名等を記載した「資材・製造所等選定報告書」を提出させ、次の事項について内	標仕1編1.4.2 特別共仕1.4.1 ～1.4.3

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
機材の搬入		確認	容を確認、検討し課(所)長に報告する。なお、記載材料は監督員が同意したものについては省略することができる。 1. 県産品の使用状況 2. 県産品でないものについてはその理由 受注者から監督員への報告は、材料検査請求書の提出をもって行う。	監督要綱12、21条 契約約款7条 標仕1編1.4.3
機材の検査等 (材料検査)		検査	機材は、見本、設計図書等に基づき、あらかじめ以下の事項について検討し、機材ごとにその検査実施方法を決定し、材料検査請求書を提出させ検査を行う。 1. 検査方法 抽出検査(対象となるロットの数量と抽出数量)又は全数検査 2. 検査項目 (1) 数量、寸法、重量、外観、仕上の程度、性能・機能、構造、材質、J I S、J A S等の規格マーク、品質証明書、指定製造所のマーク等。 (2) その他検査の省略、検査の立会の省略等にあつては「埼玉県材料検査実施要領(電気設備工事編)」による。 (3) 「埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針」又は「グリーン購入法」に定める特定調達品目は、その判断の基準、配慮事項への適合状況を確認する。	標仕1編1.4.4 監督要綱22条 契約約款13条 材料検査要領 埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針 グリーン購入法
機材の検査に伴う試験	○	立会等	設計図書に定められた場合又は設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合に、試験成績書を提示させ、設計図書に定められた性能を満たしていることを確認する。 工場等で行う機材の試験を完了したときは、その結果を工事報告書により、速やかに課(所)長に報告する。	標仕1編1.4.5 材料検査要領 材料検査要領10条

1. 一般共通事項

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
一工程の施工の確認及び報告		確認	工種別施工計画書の品質計画に基づき、一工程の完了毎に受注者の自主検査結果の報告を受ける。報告は、品質管理に責任を有する者とし、監督員が承諾した者（一般的に主任技術者又は監理技術者）から受ける。	標仕1編1.5.2
施工の検査等		検査	施工状況を設計図書と照合するとともに施工計画書に基づいた施工管理がなされていることを検査、確認する。 1. 設計図書に定められた場合及び一工程の完了毎に行う受注者の自主検査結果の報告を受けた場合に行う。ただし、施工後では検査、確認が困難なものにあつては作業以前又は作業中に検査、確認を行う。 2. 検査は立会検査を原則とし、やむを得ず立会い検査ができない場合には、受注者に、施工を適切に行ったことを証明する記録(写真、試験成績書等)を提出させ、施工内容の確認を行う。	標仕1編1.5.3
施工の検査に伴う試験		立会等	試験は、次の場合に行う。 1. 設計図書に定められた場合。 2. 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。	標仕1編1.5.4
施工の立会い等		立会	工事が設計図書に基づき施工されているか必要に応じて確認する。適切な時期に行うため、早めに受注者と日程調整を行う。 なお、立会いは抽出立会いとすることができる。	標仕1編1.5.5
工事の記録等	○	確認	工事の経過に伴い、以下の文書等を整理する。 1. 工事報告書 工事の経過に伴う仕様の変更又は不測の発生事項のうち、重要な事項について、その経過、原因、対策を記録、報告し課(所)長の指示を受ける。	監督要綱12、22、23、24、26、27、31、32条

1. 一般共通事項

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
工事の記録等 (続)	○	協議 指示 承諾	2. 工事現場連絡票（工事現場打合せ記録） 協議、指示、承諾に関する事項及び監督員 検査の結果等について、詳細に記録する。	監督要綱12条 工事写真要領 電子納品要領
	○	指示 指示 指示 確認	3. 工事写真 「埼玉県建築工事写真作成要領」及び「埼 玉県電子納品運用ガイドライン」により撮影 されていることを確認する。 4. 見本品及び試験成績書 施工を適切に実施したことを証明するた めに必要なものを提出させる。 5. 工事進捗状況報告書 監督要綱に基づき、必要に応じて毎月末に 作成し、課(所)長に報告する。 6. 品質管理（社内検査）に係る記録 7. 建設副産物の適正処理に係る記録 工事が完成したときは、次のものにより適 正に処理されていることを確認する。 (1) 再生資源利用〔促進〕実施書 (2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）又は 電子マニフェストのA票、B2票、D票、 E票 (3) 産業廃棄物収集運搬車の確認写真 (4) 中間処理場又は最終処分場に関する現地 写真 8. 安全活動に係る記録 (1) 災害防止協議会等 (2) 店社パトロール (3) 安全教育、訓練等 (4) 安全巡視、TBM、KY 等 (5) 新規入場者教育 9. 仮設備点検等に係る記録 (1) 過積載防止対策 (2) 機械・車両等点検整備 (3) 重機操作時安全点検記録 (4) 山留め、足場等の点検及び管理記録 10. 排出ガス対策型及び低騒音・低振動型建設	監督要綱12条 特別共仕1.1.13

1. 一般共通事項

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況		指示	機械の使用に係る記録 工事が完成したとき（またはそれ以前も可）は、必要に応じて「工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況」を提出させ、内容を確認する。	成績評定要領第5の5項
完 成 図 等	○	指示	工事が完成したときは、設計図書に基づき、次のものを提出させる。 なお、完成写真は、必要に応じ課(所)長に報告する。 1. 完成図等 (1) 完成図面 「埼玉県電子納品運用ガイドライン」又は「埼玉県建築工事図面情報電子化媒体作成要領」により作成させる。 (2) 完成写真 「埼玉県建築工事写真作成要領」及び「埼玉県電子納品運用ガイドライン」により作成させる。 2. 保全に関する資料 (1) 機器取扱い及び保守に関する説明書 (2) 主要機器製造者一覧 主要な材料、機器名、製造者名、形式、型番、連絡先等を記載したもの。 (3) 官公署届出書類 (4) その他 3. 試験成績書 機器類試験成績書、総合調整試験成績書、試運転記録及び機器の保証書を含む。 4. 保守工具、備品、その他 鍵、保守工具及び備品、補修用予備品、附属品等に目録を添えて提出させる。	標仕1編1.7.1～1.7.3 特別共仕1.6.1～1.6.5 工事写真要領 電子納品要領
電 子 納 品		協議	「埼玉県電子納品運用ガイドライン」により「建築・設備工事着手時チェックシート」の項	特別共仕1.6.5 電子納品要領

1. 一般共通事項

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
		指示 工事が完成したときは、「埼玉県電子納品運用ガイドライン」に基づき、次のものを提出させる。 1. 電子成果品（CD-R・DVD-R） 2. 電子媒体納品書 確認 電子成果品の内容確認は、「建築・設備工事完了時チェックシート」の項目に沿って、電子媒体の内容について確認する。		

2－1．電力設備工事（配管工事）

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施 工 計 画 書		承諾	以下の事項等について、設計図書等と照合し検討する。 1．コンクリート埋設配管 (1) 管相互の接続方法 (2) 管とボックス類の接続方法 (3) 鉄筋等への結束方法及びその間隔 (4) 管相互及び管と型枠との間隔 (5) 平面打継ぎ部分の養生方法等 (6) ボンディングの要否、種類及び方法 2．天井内等隠ぺい配管及び露出配管 (1) 支持金物の種類及び支持方法 (2) 支持間隔 (3) 防火区画貫通部の処理方法 (4) 外壁貫通部の防水処理方法 (5) 塗装の要否、種別、方法、色別等 (6) ボンディングの要否、種類及び方法	
施 工 図		承諾	以下の事項等について、設計図書等と照合し検討する。 1．関連工事との取合い (1) 建築構造体の配筋及び厚さと構造体に埋込む配管及びボックス類との納まり (2) 天井、壁、床等の仕上げ材料及び仕上げ厚の検討 2．配管図 (1) 電灯、動力、電話等の引込み及び支持用ボルト等の位置 (2) 取引用電力量計及び電話用保安器の取付位置 (3) 盤類の位置、寸法及び取付方法 (4) 幹線配管の耐震処置 (5) 分電盤及び端子盤等の仮枠又は壁補強 (6) はり貫通管のスリーブの寸法、位置、材質及びはりの補強 (7) 天井内有効寸法での電気及び給排水配管とダクト、照明器具等との納まり具合 (8) 天井取付け位置ボックス（照明器具、ス	

2-1. 電力設備工事（配管工事）

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
機 材 検 査		検査承諾	ピーカ、感知器等）、壁取付ボックス（スイッチ、コンセント等）及び床取付ボックス（コンセント、電話等）の種類、位置及び取付方法 (9) 防火区画貫通及びエキスパンションジョイント部の工法 (10) 変電室及び機械室で各種機器、配管及びダクト等が重複する場合の、保守管理スペース及び機材交換用の主通路の確保 (11) 多くの配管を固定する場合の固定方法及び位置 (12) 横走り等で長くなる配管にプルボックスを使用 (13) ボックス等の設置箇所（備品等との取合い） (14) 金属ダクト及びケーブルラック配線の位置、寸法、支持間隔、支持方法、点検方法及び関連工事との取合い	
			以下の事項等について検査する。 1. 電線管及び附属品 (1) 寸法、構造、外観（凹み、き裂等）、製造所 (2) J I Sマークの有無（J I S規格品） 2. プルボックス (1) 寸法、構造、塗装、外観 (2) 防水性（屋外で使用されるもの） (3) 補強（大型のもの） (4) セパレータがあるものの構造及び取付状態 3. ケーブルラック 寸法、構造、塗装、外観、強度等 4. バスダクト 寸法、構造、鉄板の厚さ、外観等の検査及び、配線検査及び電氣的動作、絶縁抵抗、商用周波数耐電圧等の試験を行う。	標仕2編1.19.1 標仕2編1.19.1 JIS C 8364

2－1．電力設備工事（配管工事）

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施 工		検 査	次の事項等について、施工図、設計図書等と照合し検査する。 1．水管、ガス管等との離隔 弱電流電線、水管、ガス管等と接触しないように施設する。 2．木造造営物におけるメタルラス張りとの絶縁 メタルラス張り等を貫通する場合は、金属管、金属製可とう電線管、金属ダクト、バスダクト又はケーブルに、絶縁管（合成樹脂管等）をはめ、電氣的に接続しないように施設する。 3．防火区画の貫通 金属管と壁との隙間に、モルタル等の不燃材料を充てんする。 4．管路の外壁貫通 構造体を貫通し、直接屋外に通じる管路は、屋内に水が浸入しないよう防水処置を施す。 5．塗装 (1) 設計図書に指定された場所及び塗装を必要とする部分は塗装を行う。 (2) めっき又は塗膜のはがれた箇所は、補修を行う。 6．プルボックスの取付け (1) 取付箇所及び支持方法 (2) 点検できるよう、ふたの位置と点検口の位置 (3) 配管との接続部はロックナットやブッシングを使用し締付けを十分に行う。 7．インサート、アンカーボルト等 (1) 照明器具等の取付位置 (2) 幹線経路、プルボックス等の取付位置 (3) 機器設備用ダクト等との取合い 8．仮枠、スリーブ等 (1) 盤類の仮枠、貫通用スリーブの寸法及び開口部補強の要否（貫通口径 150 mm以上）を確認する。	標仕 2 編2. 1. 5 標仕 2 編2. 1. 9 標仕 2 編2. 1. 10 標仕 2 編2. 1. 11 標仕 1 編2. 7. 1 標仕 2 編2. 2. 8 " 2. 3. 8 " 2. 4. 8 標仕 1 編2. 10. 1 標仕 1 編2. 9. 1

2-1. 電力設備工事（配管工事）

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施 工 (続)			(2) 床版、はり、壁等の貫通位置及び寸法 (3) 紙チューブを用いる場合は外径200mm以下とし、型枠取外し後に取除く。 9. 金属管及び合成樹脂管（P F 管、C D 管、硬質ビニル管） (1) 管の敷設 ア 配管の太さ及び本数を施工図により確認する。 イ 金属管及び硬質ビニル管の切り口は、リーマ等により平滑にする。 ウ 管の曲げ半径、1 区間の屈曲箇所数及び曲げ角度の計に注意する。 エ 管の支持は、サドル、ハンガ等を使用し、管の配列、支持箇所、支持方法、支持間隔、支持金物の寸法、強度に注意する。 オ コンクリート埋込み時に管が移動しないよう鉄筋等に結束する。 なお、P F 管及びC D 管については、1 m以下の間隔で鉄筋に結束する。 カ 露出配管の場合、管を支持する金物は鋼製とし、管数、管の配列及びこれを支持する箇所の状況に適合するものとし、スラブ等の構造体に取り付ける。 キ スラブ厚の4分の1を超える外径の配管（電線管の呼びが(31)を超えるもの）は、埋込みを避ける。 ク P F 管及びC D 管の床からの立上りは、コンクリート埋込み時に破損することがあるため十分な養生を行う。 (2) 管の接続 ア 金属管の接続は、カップリング又はロックナット等により突合せ及び締付けを十分に行う。 イ P F 管又はC D 管と金属管等の異種管との接続は、ボックス又は適合するカップリングにより接続する。	標仕2編2.2.3 ～2.2.7 標仕2編2.3.3 ～2.3.7 標仕2編2.4.3 ～2.4.7

2－1．電力設備工事（配管工事）

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施 工 (続)			ウ 合成樹脂管（硬質ビニル管）の接続は、T Sカップリングを接着剤により接続する。 エ 湿気の多い場所等に施設する配管の接続部は、防湿又は防水処理を施す。 (3) 位置ボックス及びジョイントボックスの敷設 ア 管径と本数に対する使用区分の確認 イ 取付位置及び高さの確認 ウ コンクリート打放しの仕上げ箇所に取り付ける塗代カバーの選定及び付け忘れの確認 (4) 配管の養生及び清掃 ア 管は、水気等が侵入しないよう管端にパイプキャップ、キャップ付ブッシング等を用いて養生する。 イ 管及びボックス内は、配管完了後清掃する。また、コンクリート内に埋設した場合は、型枠取外し後、速やかに管路の清掃及び導通確認を行う。 10. 金属製可とう電線管の敷設 (1) 配管の太さ及び本数を施工図により確認する。 (2) 管の支持は、サドル、ハンガ等を使用し、取付間隔は1 m以下とする。また、管相互及び管とボックス等の接続点及び管端から0.3m以下の箇所で固定する。 11. ライティングダクト、金属ダクト、バスダクトの敷設 (1) ダクト及び支持金物は、つりボルト等により、堅固に取り付ける。 (2) 接続部は、じんあい、水気等が侵入しないよう突合せを完全に行う。 (3) 造営材（壁、床、天井等）を貫通する箇所での接続はしない。 (4) ダクト相互、ダクトと配分電盤、プルボックス等との間は電氣的に接続する。	標仕2編2.5.2 〃 2.5.3 標仕2編2.6.1 〃 2.6.2 〃 2.7.2 〃 2.7.3 〃 2.9.1 ～2.9.3

2-1. 電力設備工事（配管工事）

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施 工 (続)			12. 金属線ぴの敷設 (1) 線ぴの取付けは、支持箇所及び支持間隔に注意する。 (2) 線ぴの切り口は、バリ等を除去し平滑にする。 13. ボンド（接地） 配管及びボックス類のボンディングを必要とする箇所は次の事項を検査する。 (1) 接地を施す金属管と盤類、プルボックス等との間のボンディング (2) ボンド線の太さ及び長さ (3) ボンド線の取付け方法	標仕2編2.8.2 ～2.8.4 標仕2編13節

2-2. 電力設備工事（配線工事）

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	次の事項等について、設計図書等と照合し検討する。 1. 電線種類、規格及び色別 2. 心線相互の接続方法（圧着スリーブの規格及び種別） 3. 接続部分の絶縁処理方法（テープ巻、合成樹脂モールド等） 4. 耐火電線等の接続及びその耐火処理方法等	
施 工 図		承諾	垂直配線、ケーブルラック配線等の電線類の支持等について設計図書等と照合し検討する。	
機 材 検 査		検査	寸法、構造、外観、製造所及び J I S 等規格品についてはマークの有無について検査する。	
施 工		検査	以下の事項等について、施工図、設計図書等と照合し検査する。 1. 電線の接続 (1) 端末処理方法 (2) 電線相互の接続方法 (3) 耐火ケーブル及び耐熱ケーブルは、認定を受けた材料及び工法 (4) 光ファイバーケーブル及びフラットケーブルの接続 (5) 防湿、防爆処理方法 (6) 異なる配線の接続 2. 電線と機器端子の接続 (1) 接続点に張力が加わらないよう接続する。 (2) 緩むおそれのある場合は、二重ナット又はばね座金等を使用する。 3. 電線相互及び水管、ガス管等との離隔 (1) 低圧屋内配線 弱電流電線等、水管、ガス管等と接触しないよう施設する。 (2) 高圧屋内配線 ア 他の屋内配線、ガス管等と接近、交差	標仕 2 編 2. 1. 1 " 2. 1. 4 標仕 2 編 2. 1. 2 標仕 2 編 2. 1. 5 ～2. 1. 7

2-2. 電力設備工事（配線工事）

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施 工 (続)			する場合の離隔（0.15m以上） イ 耐火性のある管に収める場合や、耐火性隔壁を設置する場合の施設方法 (3) 地中配線 低圧地中ケーブル、高圧地中ケーブル、特別高圧地中ケーブルが相互に接近又は交差する場合は、接触しないよう施設する。 （ケーブル相互間は0.3m以上、低圧地中ケーブルと高圧地中ケーブル相互間は0.15m以上）	
			4. 発熱部との離隔 外部の温度が 50℃以上となる発熱部とは0.15m以上離隔する。ただし、やむを得ない場合は断熱処理を施すか耐熱性電線を使用する。	標仕 2 編2.1.8
			5. 電線等の防火区画等の貫通 (1) 防災処理の方法を確認する。 (2) 貫通部の処理を確認する。（モルタル、耐熱シール材、ロックウール保温材） (3) 関係法令に適合したもので、貫通部に適合したものとする。 (4) (3)での施工場所の近傍には、関係法令に適合した材料及び工法等の表示をする。	標仕 2 編2.1.10
			6. 金属管、合成樹脂管（P F 管、C D 管、硬質ビニル管）、金属製可とう電線管内の配線	標仕 2 編2.2.9
			(1) 電線の種類、太さ、本数及び色別を点検し、電線の屈曲、接触等で絶縁被覆が損傷しないよう通線する。	〃 2.3.9
			(2) 幹線等垂直配管により電線自体の重さが電線の屈折部に加わらないよう中間のプルボックス内で支持を行う。	〃 2.4.9
			7. 金属ダクト内の配線 ダクト内の電線は、整然と並べ敷設する。ただし、垂直に用いるダクト内では、1.5m以下ごとに固定する。	標仕 2 編2.7.4
			8. 金属線ぴ内の配線	標仕 2 編2.8.5
			(1) 1 種金属線ぴ内では、電線の接続はしな	

2－2．電力設備工事（配線工事）

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料													
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置															
試 験		検査	い。 (2) 線び内から電線を外部に引出す部分には、電線保護の処置を施す。 9. 回路種別の表示 盤内の分岐配線、幹線プルボックス内、その他の要所の電線には、表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。 10. ケーブルの敷設 (1) サドル、ステーブル等の支持間隔 (2) 電線接続部に不要な張力を加えないよう、位置ボックス付近で1箇所造営材に支持する。 (3) 外傷を受けるおそれがある箇所の保護管と接地の方法 (4) ケーブルを曲げる場合は、被覆が傷まないよう屈曲半径に注意する。 次の事項等について検査する。 1. 絶縁抵抗試験 電気配線及び機器を含む電気配線の絶縁抵抗試験を行い、記録、整理及び保管する。 開閉器で区切る範囲ごとに、電線相互間及び大地間について測定し、5MΩ以上とする。(機器接続状態では1MΩ以上とする。) 電路の使用電圧に対する測定電圧 <table><tr><th rowspan="2">電路の使用電圧</th><th colspan="2">定格測定電圧</th></tr><tr><th>一般の場合</th><th>機器等が接続されている場合</th></tr><tr><td>100V級</td><td rowspan="2">500V</td><td>125V</td></tr><tr><td>200V級</td><td>250V</td></tr><tr><td>400V級</td><td></td><td>500V</td></tr></table>	電路の使用電圧	定格測定電圧		一般の場合	機器等が接続されている場合	100V級	500V	125V	200V級	250V	400V級		500V	標仕2編2.2.10 〃 2.3.10 〃 2.4.10 標仕2編2.10.1 標仕2編2.18.2 〃 3編2.3.3
			電路の使用電圧		定格測定電圧												
一般の場合	機器等が接続されている場合																
100V級	500V	125V															
200V級		250V															
400V級		500V															

2－3．電力設備工事（架空配線）

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	以下の事項等について、設計図書等と照合し検討する。 1．建柱工事 （1） 径間の測定 （2） 敷地の高低及び土質 （3） 他の線路との交さ及び工作物との離隔 （4） 障害となる樹木の伐採の可否等 2．引込線の造営物への取付点 3．掘削、建柱方法等	
施 工 図		承諾	次の事項等について、設計図書等と照合し検討する。 1．電柱の位置及び種別 2．架線の太さ及び条数 3．支線及び支柱の位置 4．高圧及び低圧回路の保護装置 5．腕金等の寸法及び架空線相互の離隔距離 6．装柱図（腕金、がいし、ボルトの位置、根かせの位置、種別）	
機 材 検 査		検査	電柱、装柱材料、がいし及びがい管類の寸法、構造、外観等について検査する。 なお、電柱では、長さと共に、末口、元口の寸法及び設計荷重について、腕金は、引留用、架線用及び変圧器台用等、種別に注意する。	標仕 2 編1. 18. 1 " 1. 18. 2
施 工		検査	以下の事項等について、施工図、設計図書等と照合し検査する。 1．建柱 （1） 電柱の根入れの長さは、材質区分、設計荷重及び全長によって異なるので注意する。 （2） 根かせは取付方向に注意し、埋設深さは、地表下0. 3m以上とする。 （3） 電柱には、地上2. 6mの箇所より、足場ボルトを設ける。	標仕 2 編2. 11. 1

2－3．電力設備工事（架空配線）

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施 工 (続)			(4) 電柱には、屋外に設置しても容易に消えない彫刻や腐食加工等の方法により、建設年月、所有者名等を明記した名札を確認の容易な場所に取付ける。 2．腕金等の取付け 腕金等は、架線する電線の太さ及び条数に適合するものとする。 3．がいしの取付け がいしは、架線の状況により、使用箇所に適合するものとする。 4．架線 (1) 架空電線の地上高に注意する。 (2) 架空電線相互及び他の工作物との離隔距離に注意する。 (3) ケーブルを架線する場合のちょう架用線（メッセンジャーワイヤー）の太さ及びケーブルハンガーの吊り間隔に注意する。 5．支線及び支柱 取付位置、根開き、支線の太さ、玉がいし及び支線ガードの取付けに注意する。	標仕2編2.11.2 標仕2編2.11.3 標仕2編2.11.4 標仕2編2.11.5

2－4．電力設備工事（地中配線）

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	次の事項等について、設計図書等と照合し検討する。 1．ガス管、水道管等地下埋設物の事前調査及び防護方法 2．掘削工法及び山止めの要否 3．既設構造物への影響	
施 工 図		承諾	次の事項等について、設計図書等と照合し検討する。 1．掘削位置、掘削深さ及び掘削幅 2．ハンドホールの位置、種別及び大きさ 3．埋設標の設置位置、標識シートの深さ及び施工方法 4．ハンドホールの施工詳細図及びハンドホールふたの種類（破壊荷重20kN, 80kN） 5．管路の種別、寸法及び条数 6．重量物等の圧力がかかる場合の処理方法	標仕2編2章12節
機 材 検 査		検査	地中ケーブル保護材料、マンホール、ハンドホール及び埋設標の寸法、構造、外観等について検査する。	標仕2編1. 18. 5 〃 1. 18. 6 〃 1. 19. 1
施 工		検査	以下の事項等について施工図、設計図書等と照合し検査する。 1．掘削及び埋戻し (1) 道路掘削の場合の交通安全の確保及び官公庁への手続き (2) 他の地中埋設物の調査及び保護方法 (3) 掘削方法及び管の埋設深さ 2．ハンドホール及びマンホールの敷設 (1) マンホール及びハンドホールの鉄ふたは、破壊荷重及び用途名等が表示されたものとし、黒色防錆塗装を施す。 (2) ふたに電気用である旨を表示する。 3．管路等の敷設 (1) 管とハンドホール及びマンホールの接続は、ハンドホール及びマンホール内部に水	標仕2編2. 12. 2 標仕2編2. 12. 3 標仕2編2. 12. 4

2－4．電力設備工事（地中配線）

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施 工 (続)			の侵入し難いよう接続する。 (2) 地中配線には、標識シート等を2倍長以上重ね合わせて、管頂と地表面のほぼ中間に設け、おおむね2mの間隔で用途又は電圧種別等を表示する。 (3) 予備管内に導入線を挿入する。 4．ケーブルの敷設 (1) ケーブルの引込口及び引出口から、水が屋内に侵入しないように防水処理を行う。 (2) マンホール及びハンドホール内でやむを得ずケーブルを接続する場合は、合成樹脂モールド工法等の防水性能を有する工法とする。 (3) ケーブルを立上げる場合は、地表2.5mの高さまで保護管に収め、保護管の端部には、雨水浸入防止用カバー等を取付ける。 (4) ケーブルの回路の種別及び行先等を表示する。 (5) 埋設標を敷設する。	標仕2編2.12.5

2－5．電力設備工事（接地）

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	次の事項等について、設計図書等と照合し検討する。 1．地質 2．既存埋設物の確認	
施 工 図		承諾	次の事項等について、設計図書等と照合し検討する。 1．接地極の種類、大きさ、埋設位置及び埋設深さ 2．接地極相互の離隔距離 3．接地線の太さ及び保護管の有無 4．接地極位置の表示 5．端子箱の取付位置	標仕2編2章13節
機 材 検 査		検査	寸法、構造、外観等について検査する。 なお、銅板の厚さ及び接地線との接続方法についても注意する。	
施 工		検査	以下の事項等について、施工図、設計図書等と照合し検査する。 1．接地線 接地線が緑色、緑／黄色又は緑／色帯のE M－I E電線等であるか及びその太さ。 2．施工方法 (1) 接地極の埋設深さ（接地極の上端を地表面下0.75m以上の深さとする。） (2) 接地極の大きさ及び接地線との接続方法。 (3) 接地端子箱内の接地線には、表示札等を取付け接地種別、行先等を表示する。 (4) 接地極埋設標の取付け（接地抵抗値、接地種別、接地極の埋設位置、深さ及び埋設年月を明示する。）	標仕2編2.13.9 標仕2編2.13.10 〃 2.13.11 〃 2.13.12 〃 2.13.14
試 験		検査	機器等への接続を切離した後、接地抵抗の測定を行う。 なお、測定の際、隣接した他の接地極を測定の補助接地極に使用しない。	標仕2編2.18.2

2－6．電力設備工事（電灯設備、動力設備、電熱設備）

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	以下の事項等について、設計図書等と照合し検討する。 - 機器の支持及び機器の取付方法 - 吊りボルト、アンカーボルト、壁支持材、取付け精度、耐震性等 - 配線接続 - 関連機器及び別途機器との取合い条件 電気方式、容量、数量、場所、インターロック等 - 電源 常用電源、非常用予備電源及び機器との接続 - 機器取付後の養生及び補修	
施 工 図		承諾	以下の事項等について、設計図書等と照合し検討する。 - 電灯設備 - 分電盤を埋込む場合の壁厚 - コンセントは1回路あたり10個以下とする。 - 器具間隔をチェックし、器具付け用インサート又はノーボルトスタッドの確認 - 天井割付け、空調用天井吹出口、吸込口、スピーカ及び感知器との取合いの確認 - 高天井部、階段及び吹き抜け部分の電球の取替えに対する配慮 - チェーン等のつり具を使用した場合は、器具の揺れに注意し、他設備との接触を避ける。 - スイッチの回路区分及び点灯順序 - スイッチは扉のつり元の反対側に設ける。 - スイッチ及びコンセントを柱に取付ける場合、後日間仕切壁が設けられる可能性がある場合は柱の中心を避ける。 - 事務用機器のコンセント位置及び容量 - 各種弱電機器用コンセントの位置 - 埋込み照明器具で、天井の孔あけ位置	

2-6. 電力設備工事（電灯設備、動力設備、電熱設備）

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
製 作 図		承諾	(13) 誘導灯の取付高さ (14) パーソナルコンピュータ等の台数及び位置 2. 動力設備 (1) 各負荷取付位置、容量、用途等を確認する。 (2) 起動時の電圧降下 (3) 電線の種類、太さ及び最小電線を保護する配線用遮断器の作動電流 (4) 電動機の起動方法 (5) 制御盤の位置 (6) 電動機制御のシーケンス (7) 防災用動力への配線は関係法規による。 (8) 制御盤及び電動機の接地 3. 電熱設備 (1) 温度検出部等の位置 (2) 制御盤の位置及び回路構成	標仕 2 編1章7節 ～12節
			以下の事項等について、設計図書等と照合し検討する。 1. 分電盤及び制御盤 (1) 露出、埋込及び半埋込 (2) 屋内、屋外（屋外の場合は防水構造） (3) 壁掛、自立 (4) 盤寸法、ガタースペース寸法及び内部配線の収容スペース (5) 用途（セパレータの有無） (6) 電気供給方式（単相 2 線式、単相 3 線式、三相 3 線式、三相 4 線式、直流） (7) 配線用遮断器の電圧、電流、極数、遮断電流及び取付け個数及び 2 次側に接続される電線の最小太さ（漏電遮断器の場合は感度電流を含む。） (8) 附属機器（パイロットランプ、押しボタン、切替スイッチ、電流計等） (9) 電磁接触器の電流容量とサーマルリレーの定格電流 (10) 操作回路とインターロック及び遠方制	

2-6. 電力設備工事（電灯設備、動力設備、電熱設備）

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
機 材 検 査		検査	御の方法 (11) 端子台の取付け位置及び電流容量、アース端子位置及び大きさ (12) アンカーボルトの位置及び大きさ (13) ドアの仕様及び開き方向 (14) 盤名称 (15) 塗装色	
			以下の事項等について、設計図書等と照合し検査する。	
			1. 配線器具類 寸法、構造、形式、外観、作動状態、J I S規格品及び電気用品安全法認定品については、マークの有無について検査する。	標仕 2 編1. 19. 1
			2. 照明器具 (1) 製作図等に基づき、寸法、構造、塗装及び鋼板の厚さのほか、絶縁抵抗試験、耐電圧試験を行い、放電灯の始動時間、電流及び力率を測定する。 (2) 非常用照明器具は、(一社)日本照明工業会の J I L適合マークを確認する。 電池内蔵器具では、30 分間以上の負荷試験を行い照度の変化を確認する。	標仕 2 編1. 19. 1
			(3) 誘導灯は、誘導灯認定委員会の認定証票を確認し、電池内蔵器具では、20 分間以上の負荷試験を行い照度の変化を確認する。	
			3. 盤類 (1) 寸法、構造、塗装、鋼板の厚さ、内部機器の個数及び各機器の電圧、電流、遮断容量等の性能 (2) 操作及び制御回路を確認するための作動試験 (3) 耐火、耐熱、防水等の要求がある場合の処理方法 (4) 絶縁抵抗試験 (5) 商用周波耐電圧試験	標仕 2 編1. 19. 1

2-6. 電力設備工事（電灯設備、動力設備、電熱設備）

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施 工		検 査	以下の事項等について、施工図、設計図書等と照合し検査する。 1. 分電盤及び制御盤 (1) 接地 (2) 据付けは水平及び垂直を正しく保って堅固に取付ける。 (3) 工事中の盤の養生 (4) ケーブルの曲率半径 (5) 端子のゆるみ及び端子の大きさ (6) 配線用遮断器に負荷の名称を取付ける。 (7) 電線の行先表示 (8) 結線図の添付 (9) 保守及び操作を考慮した設置場所 (10) 仮枠及び外箱埋込の補強 (11) 自立形の盤等は、原則として頂部に振れ止め施す。 (12) 盤と配管との間隔やスペース 2. 電灯設備 (1) スイッチ、コンセント等の取付高さ (2) 単極スイッチの場合は、電圧側にスイッチ、接地側に機器を接続する。 (3) コンセントの極性、特殊コンセントの種類及び接地端子の接地 (4) 照明器具の適正な取付け（誘導灯、重量のある器具等） (5) 防災設備用の配線用遮断器については、その旨を赤字で明記し、赤色合成樹脂製カバーを取付ける。 (6) 各種取付器具と造営材とのすき間ができないようにする。 (7) 太さ 14 mm以上の電線をターミナルラグにより機器に接続する場合は、増締確認の表示を行う。 (8) 防水型機器の取付場所及び取付方法は機器の構造に適合させる。 3. 動力設備 (1) 壁掛形制御盤及び開閉器箱の取付高さ (2) 制御盤等の固定	標仕 2 編2章14節 標仕 2 編2章15節

2-6. 電力設備工事（電灯設備、動力設備、電熱設備）

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
試 験			(3) 制御盤の主回路及び制御回路の作動を確認する。 (4) 電動機の回転方向に注意して配線する。 (5) プルボックス及び制御盤内の行先表示 (6) 連動、インターロックの設定 (7) 電流計赤指針、サーマル及び各種タイマの設定 4．電熱設備 (1) 発熱線等は、相互に直接接触させたり、重ねたりしない。 (2) 発熱線の曲げ半径に注意する。 (3) 発熱線等の接続部分の温度上昇に注意する。	標仕 2 編2章16節
		検査	以下の事項等について検査する。 1．電灯設備 (1) 照明器具及び照明制御装置の試験（不点、ちらつき、光電スイッチの動作、点滅及び同系統） (2) 非常用照明器具の照度測定 (3) コンセントの極性試験、接地極付又は接地端子付のものは接地の導通 (4) 漏電遮断器の動作（テストボタン）	標仕 2 編2. 18. 2
			2．動力設備 (1) 電動機の回転方向又は相回転 (2) 機器の発停（手動・遠方等） (3) 連動、インターロック (4) 限時継電器及び保護継電器の整定、電流計赤指針 (5) 警報回路の動作	標仕 2 編2. 18. 2
			3．電熱設備 発熱線等の導通試験及び絶縁抵抗試験（敷設過程中及び埋設完了後）	標仕 2 編2. 18. 2

2－7．電力設備工事（雷保護設備）

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	次の事項等について、設計図書等と照合し検討する。 1．作業場所（足場、その他の障害物） 2．導体の鉄骨、鉄骨等への溶接時期及び方法	
施 工 図		承諾	次の事項等について、設計図書等と照合し検討する。 1．JIS A 4201又はJIS Z 9290と照合する。 2．突針部、水平導体及びメッシュ導体の位置並びに建物立面図等による保護範囲 3．導線の敷設経路、種類及び太さ 4．突針部支持金物の強度等詳細図による検討 5．端子箱の材質及び取付け位置 6．接地極及び接地線と他の接地極からの距離 7．接地極埋設標の取付け位置	
機 材 検 査		検査	寸法、構造、外観、形式等をJIS A 4201又はJIS Z 9290を参考とし検査する。	標仕 2 編1章16節
施 工		検査	以下の事項等について、施工図、設計図書等と照合し検査する。 1．一般事項 各種の導線、導体の接続及び支持は、異種金属接触腐食を起こさないように行う。 2．受雷部 (1) 突針部 ア 突針は突針支持管に取付け、接合は銅ろう付け又は脱落防止ねじを使用する。 イ 突針支持管及び取付金具の取付けは、建物駆体への水の浸透を防止するよう行う。 (2) 水平導体、メッシュ導体、棟上導体 導線は、約0.6mごとに金物を用いて取付ける。また 30m以下ごとに伸縮装置を設ける。	標仕 2 編2. 17. 1 標仕 2 編2. 17. 2

2-7. 電力設備工事（雷保護設備）

[illegible]

3. 受変電設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施 工 計 画 書		承諾	設計図書等と照合し検討する。	
製作図及び施工図等		承諾	次の事項等について、設計図書等と照合し検討する。 1. 構造、材質、寸法及び規格 2. 保護装置 3. 附属機器の製造者の確認 4. 遮断器の遮断容量、定格電圧及び定格電流 5. 断路器の取付けは操作が容易で危険のおそれがない箇所とする。また、横向きに取付けない。 6. 断路器、開閉器等は操作時の荷重及び地震による枠組のたわみに注意し、必要に応じ補強する。 7. 開放型の場合、高圧母線は容易に手の触れることのないよう、2.3m以上の高さに配線する。 8. 避雷器には、保安上必要な場合、断路器を施設する。 9. 避雷器には、A種接地工事を施す。また、接地線を防護する場合は、金属製以外の管に収めて敷設する。 10. 負荷変動により進み力率となる場合はコンデンサ回路に開閉装置を施設する。ただし、コンデンサの容量が50kvarを超える場合は、高圧カットアウトは、使用しない。また、コンデンサの回路には、保護装置として限流ヒューズを施設する。 11. 変流器の容量は計器、継電器を全部作動させる容量とし、形式、定格過電流定数（10以上）及び過電流強度を確認する。 12. 高圧の機械器具の鉄台、金属製外箱及び鉄わくにA種接地工事を施す。 13. 高圧電路と低圧電路とを結合する変圧器の低圧側の中性点には、B種接地工事を施す。（電力会社と打合せてB種接地抵抗許容値を確認する。）	標仕3編 高圧受電設備規程

3. 受変電設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
機 材 検 査		検査	14. ケーブルヘッドの単独接地（原則として片端接地） 15. 各接地線の太さ及び保護管 16. 各接地線の離隔距離 17. B種接地端子は、金属製箱と絶縁して設け、変圧器ごとに安全かつ容易に漏れ電流を測定できるものとする。 18. 設備全体が換気のできる構造であり、鳥獣類や水が侵入し浸透するおそれのない処置を施す。（換気扇フード及びガラリに金網等を張ること等） 19. 機器の保守、点検及び取替えに支障がないようフレームパイプの位置を検討する。 20. 防振ゴムを使用する変圧器において、絶縁距離及び接続する電線等の余長は変位幅を含むものとする。 次の事項等について、設計図書等と照合し検査する。	
			1. 変圧器 製造者の試験成績表により、容量、使用電圧、巻線比、インピーダンス、冷却油の規定量等を検査する。	標仕3編1.9.1
			2. 電力用遮断器 電圧、電流及び遮断容量を検査し、開閉試験、絶縁抵抗試験及び耐電圧試験を行う。	標仕3編1.9.1
施 工		検査	3. 避雷器 形式、定格電圧及び公称放電電流を確認し、絶縁抵抗試験を行う。	標仕3編1.9.1
			次の事項等について、施工図、設計図書等と照合し検査する。 1. 変圧器、コンデンサ等の固定（耐震対策）及び用途の表示	標仕3編2章

3. 受変電設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
試 験		検 査	2. ケーブルの屈曲半径、色別及び離隔に注意する。 3. ケーブルの行先表示 4. 電線類の接続部分のゆるみ 5. 附属品及び予備品の確認 6. 危険表示板の取付け 7. 配電盤の基礎への固定 8. 変圧器のボルト等による固定、タップ電圧及び油量の確認 9. 充電部及び露出部分の保護状況及び保護材料 以下の事項等について検査する。 1. 構造試験 2. 性能試験 (1) 絶縁抵抗試験 (2) 耐電圧試験 高圧配線及び高圧機器は、次の電圧を加え異常のないことを確認する。 6,600Vで使用する配線及び機器 ……10,350V 10分間 (3) 継電器特性試験 (4) 総合動作試験 (5) 接地抵抗測定	標仕3編2.3.3

4. 電力貯蔵設備工事

[illegible]

4. 電力貯蔵設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施 工		検 査	以下の事項等について、施工図、設計図書等と照合し検査する。 1. 直流電源装置及びUPSの架台、盤類の据付け (1) 操作・点検・保守に必要な離隔距離を確保する。 (2) 移動又は転倒しないように、据付ける。 (3) 主回路接続図は、透明なケースに収め、室壁面に取り付ける。(簡易型UPSは省略可) (4) 関係法令等により、注意標識等を設ける。	標仕4編3.1.1
試 験		検 査	機器の設置及び配線完了後、次の事項等について検査する。 1. 構造試験 (構造) 2. 性能試験 (絶縁抵抗) 3. 機能試験 (総合動作)	標仕4編3.3.2

5. 発電設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	設計図書等と照合し検討する。	
製作図及び施工図等		承諾	以下の事項等について、設計図書等と照合し検討する。 1. ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備、マイクロガスタービン発電設備 (1) 構造、材質、寸法、規格 (2) 保安装置 (3) 発電機及び原動機の仕様 (4) 補機附属装置等の仕様、性能 (5) 防振装置及び消音器は、影響範囲を考慮する。 (6) 排気口の構造（雨水、小動物等が侵入しない構造） (7) 空気槽又は蓄電池の容量（連続3回以上の起動に耐えること。） (8) 冷却水の給水能力と消費量 (9) 煙道、給油管、基礎、配管ピット、油ポンプ等施工区分を設計図書により打合せる。 (10) 使用燃料及び燃料小出槽の寸法を確認する。 (11) 主燃料槽の通気管の屋外配管の先端には、引火防止網付通気口を設け、地上4mの高さとし、窓、出入り口等の開口部から1m以上離隔する。 (12) 給油口の位置はタンクローリーの停車給油に便利な位置に設置し、付近にD種接地用接地端子を設ける。 (13) 燃料小出槽下部には、槽容量以上の十分な容量を有する防油堤及び油だまりを設ける。 (14) 高圧ケーブルと他の配線との離隔を十分にとる。 (15) 電線の保護 (16) 接地	標仕5編1章1節～4節

5. 発電設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
製作図及び施工図等(続)			(17) 原動機の消費空気量及び給気装置	
			(18) 発電機室非常用電灯、換気扇等の補機用電源は発電機からとる。	
			(19) 照明器具及びコンセントの位置は発電機の保守点検に便利な位置に取付ける。	
			(20) 自動火災報知器の感知器は定温式を使用する。	
			(21) 燃料小出槽に付けるフロートスイッチは、防爆構造で警報表示回路付きのものとする。	
			(22) ガスタービン原動機の給気を十分考慮するとともに排気系統の断熱に注意する。	
			(23) 吸気口面積	
			(24) 防災電源線用及び兼用となる発電設備は関係法令に適合したものとする。	
			(25) 発電設備を系統連系する場合は、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」の規定による。	
			2. 燃料電池発電設備	標仕 5 編1章5節
			(1) 構造、材質、寸法、規格	
			(2) 制御装置	
			(3) 燃料電池装置の仕様	
			(4) 附属機器等の仕様	
			(5) 系統連系	
			3. 熱併給発電設備（コージェネレーション設備）	標仕 5 編1章6節
			(1) 構造、材質、寸法、規格	
			(2) 制御装置	
			(3) 発電設備及び排熱回収装置の仕様	
			(4) 附属機器等の仕様	
			(5) 系統連系	
			4. 太陽光発電設備	標仕 5 編1章7節
			(1) 構造、材質、寸法、規格	
			(2) 系統連系保護装置	
			(3) 太陽電池モジュールの仕様	
			(4) 開閉器の遮断容量、定格電圧及び定格電	

5. 発電設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
機 材 検 査		検 査	流 (5) 銘板の表示内容 (6) 太陽電池アレイの積雪、降雨、風力荷重等の影響、太陽光受光角度及び付近構造物の日影等を確認 (7) 接続箱は逆流防止ダイオード及び必要に応じSPDを設け、充電部が露出する部分は感電防止の処置を施すほか、JEM 1493「太陽光発電システム用接続箱及び集電箱及び集電箱直流 750V」による。	標仕 5 編1章8節 標仕 5 編1章9節
			5. 風力発電設備 (1) 構造、材質、寸法、規格 (2) 制御装置 (3) 風車発電設備の仕様 (4) 建物屋上に設置する場合は、防振措置を施す。 (5) 自重、積雪及び地震等の影響、及び使用状態における耐候性。 (6) 系統連系 (7) 本体及び制御盤等の保守点検の作業性	
			6. 小出力発電設備 (1) 構造、材質、寸法、規格 (2) 発電機能付ガスヒートポンプ式空気調和機又は発電機能付排熱回収型給湯器の仕様 (3) 逆変換装置 (4) 系統連系保護装置	
機 材 検 査		検 査	寸法、構造、外観のほか、以下の事項等について検査する。 なお、自家発電設備については(一社)日本内燃力発電設備協会の認定証票を確認する。 1. ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備、マイクロガスタービン発電設備 製造者の社内規格による試験方法で、設計	

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
機 材 検 査 (続)			書に示されている構造であることを確認するほか、次の事項について試験する。	
			(1) 発電機	標仕5編1.10.1.1
			ア 絶縁抵抗試験	
			イ 耐電圧試験	
			ウ 総合電圧変動特性試験※	
			エ 最大電圧降下特性試験※	
			オ 過電流耐力試験	
			カ 過回転耐力試験	
			キ 波形ひずみ率（THD）試験	
			ク 効率算定	
			ケ 温度試験	
			※ 設計図書で指示された場合に限る。原動機と組合せた状態で行う。	
			(2) 原動機（発電機と組み合わせた状態）	標仕5編1.10.1.1
			ア 過回転耐力試験	
			イ 調速機試験	
			ウ 保安装置試験	
			エ 始動停止試験	
			オ 速度特性試験	
			カ 負荷試験	
			キ 燃料消費率試験	
			(3) 配電盤	標仕5編1.10.1.2
			ア 構造試験（構造、防水）	
			イ 性能試験（絶縁抵抗、耐電圧、継電器特性、総合動作、保安装置試験）	
			(4) 系統連系に係る試験	標仕5編1.10.1.5
			2. 燃料電池発電設備	標仕5編1.10.2
			(1) 燃料電池設備（りん酸形燃料電池）	
			ア 構造試験（構造及び外観検査、耐圧試験、気密試験、接地抵抗導通検査、安全弁装置状態及び書類確認検査）	
			イ 性能試験（原燃料使用量測定、排熱温度及び排熱回収熱量測定、発電熱効率試験、総合熱効率試験、負荷追従性及び出力変化試験、起動及び停止時間測定、セ	

5. 発電設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
機 材 検 査 (続)			ルスタック電圧電流試験、無効電力測定) ウ 機能試験 (絶縁抵抗、耐電圧試験、保護装置試験、総合インターロック試験、制御電源喪失試験、燃料ガス置換試験、負荷遮断試験、負荷試験) 3. 熱併給発電設備 (コージェネレーション設備) (1) 排熱回収装置 ア 熱出力測定試験 イ 排ガス排出特性試験 (燃料電池発電設備は除く。) ウ 水圧試験 エ 気密又は満水試験 (必要な場合) (2) 発電設備の試験は、1 及び 2 の当該事項による。 4. 太陽光発電設備 太陽光発電設備及び支持構造は、JIS C 8955「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に基づき、監督員に計算書等を提出する。 (1) 太陽電池モジュール ア 構造試験 (外観、外形寸法、構造) イ 性能試験 (電気出力特性、機械的性能、耐候性、絶縁性能) (2) 接続箱 ア 構造試験 (構造) イ 性能試験 (総合動作、絶縁抵抗、耐電圧) (3) パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 ア 構造試験 (構造) イ 性能試験 (絶縁抵抗、耐電圧、継電器特性、総合動作、起動・停止、効率・損失、出力力率 (連系時)、交流出力電流ひずみ率 (連系時)、交流出力電圧ひずみ率 (自立時)、保護装置特性、単独運転検出機能)	標仕 5 編 1.10.3 標仕 5 編 1.10.4

5. 発電設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施 工		検 査	5. 風力発電設備 風力発電設備及び支持構造物は、建築基準法施行令第87条に定める風圧力に耐えるものとし、監督員に計算書等を提出する。 (1) 構造試験（構造） (2) 性能試験（絶縁抵抗、絶縁耐力、運転試験、保護装置試験、動作試験）	標仕 5 編1.10.5
			6. 小出力発電設備 (1) 構造試験（構造） (2) 性能試験（絶縁抵抗、耐電圧、継電器特性、総合動作、起動・停止、効率・損失、出力力率（連系時）、交流出力電流ひずみ率（連系時）、交流出力電圧ひずみ率（自立時）、保護装置特性、単独運転検出機能）	標仕 5 編1.10.6
			以下の事項等について、施工図、設計図書等と照合し検査する。 1. ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備、マイクロガスタービン発電設備 (1) 耐震処置を行う。 (2) 発電装置内に小動物が侵入し難い処置を施す。 (3) 騒音及び排ガスをチェックする。 (4) 消音器にはドレンコックを操作しやすい位置に取付け、ドレン配管を行う。 (5) 配管は、発電機及び原動機の運転に伴う振動、温度上昇、地震等に対し、十分耐えるものとする。 (6) 配管には、S_A種、A種又はB種耐震支持を施す。 (7) 燃料系統の地中埋設配管の建物引込部分は、可とう性をもたせ、地盤沈下等の変位に対応できるようにする。 (8) 排気管には、地震時に過大な変位が生じないように3方向のストッパを設ける。	標仕 5 編2章1節

5. 発電設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
			2. 燃料電池発電設備 (1) 耐震処置を行う。 (2) パッケージの据付けは水平、中心線等関係位置を正しく出す。 (3) 燃料電池設備は防鼠処置を施す。 (4) 電池及び燃料改質装置の取替スペースを確保する。	標仕 5 編2章2節
			3. 熱併給発電設備（コージェネレーション設備） 1 による。	標仕 5 編2章3節
			4. 太陽光発電設備 (1) 移動又は転倒しないように、必要な強度及び本数のボルトで基礎に固定する。 (2) 接続箱設置場所 (3) 消火活動時における消防隊員の感電防止のため、P Vモジュール、接続箱及びパワーコンディショナ間の直流電流が流れる配管配線等の見やすい部分に、注意喚起として表示を行う。	標仕 5 編2章4節
			5. 風力発電設備 風車発電設備の据付けは、移動又は転倒しないように、必要な強度及び本数のボルトで基礎に固定する。	標仕 5 編2章5節
			6. 小出力発電設備 (1) 耐震処置を行う。 (2) パッケージの据付けは水平、中心線等がずれないように基礎に固定する。	標仕 5 編2章6節
			以下の事項等について検査する。	
試 験		検査	1. ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備、マイクロガスタービン発電設備 (1) 始動停止試験 (2) 充気又は充電試験 (3) 負荷試験 (4) 燃料消費率試験	標仕 5 編2.7.2

5. 発電設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
試 験 (続)			(5) 振動試験 (6) 保安装置試験及び継電器試験 (7) 絶縁抵抗試験 (8) 耐電圧試験 (9) 接地抵抗試験 (10) 排気背圧測定試験 (11) 圧力試験 (12) ばい煙測定 (13) 騒音測定	
			2. 燃料電池発電設備（りん酸形燃料電池）	標仕5編2.7.3
			(1) 構造試験（外観検査） (2) 機能試験（安全弁設置状態及び書類確認検査、気密試験、耐圧試験、絶縁抵抗試験、接地抵抗導通検査、総合インターロック試験） (3) 環境・保安試験（ばい煙、騒音）	
			3. 熱併給発電設備（コージェネレーション設備）	標仕5編2.7.4
			(1) 1及び2の当該項目 (2) 排熱回収装置の試験	
			4. 太陽光発電設備	標仕5編2.7.5
			(1) 構造試験（構造） (2) 性能試験（電気出力特性、絶縁抵抗、継電器特性） (3) 機能試験（総合動作）	
			5. 風力発電設備	標仕5編2.7.6
			(1) 構造試験（構造） (2) 性能試験（絶縁抵抗、騒音※、動的試験※）※特記による。 (3) 機能試験（総合動作）	
			6. 小出力発電設備	標仕5編2.7.7
			(1) 構造試験（構造） (2) 性能試験（絶縁抵抗、継電器特性） (3) 機能試験（総合動作）	

6. 通信・情報設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	以下の事項等について、設計図書等と照合し検討する。 - 機器の支持及び機器の取付方法 - 吊りボルト、アンカーボルト、壁支持材、及び取付け精度、耐震性等 - 配線接続 - 関連機器及び別途機器との取合条件等 電気方式、容量、数量、場所、インターロック等 - 電源 常用電源、非常用予備電源及び機器との接続 - 機器取付後の養生及び補修	
施 工 図		承諾	以下の事項等について、設計図書等と照合し検討する。 - 通信情報設備共通事項 - 設置する各機器の位置、種類及び附属機器の確認 - 電線の種類、太さ及び条数 - 弱電配線と強電配線、水管、ガス管等からの離隔距離 - 機器を使用するためのコンセントの位置 - 環境条件及び機器の発熱量 - 構内交換設備 - 作業及び保守スペースの確保 - 基礎及び耐震処置 - 機器設置場所の温度条件及び湿度条件 - 自動火災報知設備 - 受信機、副受信機 - 受信機の種類及び回線数 - 設置場所は、常時、人のいる場所とする。 - 受信機から各発信機及び感知器等へ至る電線の種類 ベル……………耐熱配線 表示灯……………耐熱配線 発信機……………一般配線 電話……………一般配線	

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施 工 図 (続)			感知器……………一般配線 消火栓起動回路……………耐熱配線 消防用動力回路……………耐火配線 (2) 感知器 ア スポット型感知器、煙感知器及び炎感知器 (ア) 感知器 1 個に対する感知面積(たれ壁、はり等に注意する。) (イ) 換気口等の空気吹出口より1.5m以上離れた所に取り付ける。 (ウ) 煙感知器は吸気口付近に設ける。 (エ) 壁、はり等からの距離 (オ) 押入れ等設ける場合の取付位置 イ 差動分布型感知器 (ア) 空気管の取付高さは、15m未満とする。 (イ) 空気管相互間隔は、主要構造部が耐火構造のものは9m以下、その他の構造のものは6m以下とする。 (ウ) 一つの検出部に接続される空気管の長さは、被検出場所へ至る配管を含めて100m以下とし露出部分の長さは20m以上とする。 (エ) 空気管の取付位置は、壁面から1.5m以内、天井面下方0.3m以内とする。 (オ) 傾斜が10分の3以上の天井にあっては、その頂部が密となるように設置する。 ウ 発信器の取付けは、床上0.8m以上、1.5m以下とする。 エ 表示灯は発信器の直近に設ける。発信器と同一収容箱に設けるものは、取付面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れた位置から点灯していることが容易に確認できる赤色で丸形のものとする。 オ 地区音響装置は各階ごとに、その階の各部分から1の地区音響装置までの水平距離を25m以下とする。 なお、地階を除く階数が5階以上で延	

6. 通信・情報設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施 工 図 (続)			べ面積が3,000㎡を超える防火対象物は、出火階及び直上階（1階の場合は地階を含む。）に警報を発すること。 4. 非常警報設備 (1) 非常放送装置 ア スピーカ及び非常電話の配線は耐熱電線とする。 イ アッテネータがある場合のスピーカ配線は、3線式配線とする。 ウ 非常電話、表示灯は規定された取付高さで操作しやすい場所に取付ける。 エ 自動火災報知設備の動作と連動して起動し、自動的に音声警報音による放送をする。 (2) 非常ベル ア 配線は耐熱配線とする。 イ 各階ごとにその階の各部分から水平距離で25m以下となる位置に取付ける。 ウ 起動装置は、各階ごとにその階の各部分から1の起動装置までの水平距離が50m以下となるように設ける。 エ 表示灯は、赤色で、取付面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから点灯していることが容易に識別できること。 オ 電源部は、点検しやすい場所に設ける。 5. ガス漏れ警報設備 (1) 検知器は、次の場所に設置しないこと。 ア 外部の気流が頻繁に流通する場所 イ 換気口等の空気の吹出口から1.5m以内の場所 ウ ガス燃焼器の廃ガスに触れやすい場所 エ その他ガス漏れの発生を有効に検知することができない場所 (2) 軽質ガス用感知器は天井下0.3m以内、重質ガス用は床上0.3m以内、水平距離では軽質ガス用燃焼機器より8m以内、重質ガス用4m以内に取り付ける。	

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
製 作 図 等		承諾	以下の事項等について、設計図書等と照合し検討する。 - 端子盤 - 露出、埋込、半埋込 - 屋内、屋外（屋外の場合は防水構造） - 壁掛け、自立 - 盤寸法、ガター寸法、内部配線の収容スペース - 用途（セパレータの有無） - 木板、仕様による端子台、端子の有無 - アンカーボルトの位置及び大きさ - ドアの仕様及び開き方向 - 盤名称 - 塗装色	標仕 6 編1. 4. 2
機 材 検 査		承諾	次の事項等について、設計図書等と照合し検査する。 - 寸法、構造、外観、定格、機能等 - 絶縁抵抗試験 - 動作試験 - 温度上昇試験 - 特性試験 - 電線ケーブルの接続端子及びケーブル等の収納状態	標仕 6 編1. 21. 1
施 工		検査	以下の事項等について、施工図、設計図書等と照合し検査する。 - 端子盤の施工については、分電盤に準ずる。 - 構内情報通信網設備、情報表示設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、テレビ電波障害防除設備、監視カメラ設備、駐車場管制設備、防犯・入退室管理設備、自動閉鎖設備（自動閉鎖機構） - アンテナ、スピーカ等方向性のあるものはその方向（測定器による。）を考慮する。 - 屋外用機器では、電線ケーブルの出入口の防水処理を施す。 - 壁掛形のスピーカ、表示盤、インターホンやアッテネータ機器収容箱等の取付高さ	標仕 6 編2. 1. 4 標仕 6 編2章13節、15節～23節、25節

6. 通信・情報設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施 工 (続)			に注意する。 (4) 同一室内に同一放送系統のスピーカを2個以上取付ける場合は、スピーカ相互の極性を考慮し接続する。 3. 構内交換設備 (1) 機器は耐震を考慮して床及び壁に堅固に取付ける。 (2) ラッピング端子への巻付回数及び編出部分の余長 (3) ジャンパ線は、配線輪を通じ十分なたるみをもたせる。 4. 自動火災報知設備 (1) 警戒区域一覧図及び取扱説明書を受信機に備える。 (2) 感知器は原則として水平に取付ける。 (3) 空気管が造営材を貫通する部分には、保護管を設ける。 (4) 空気管は、ステップル等で0.35m間隔に固定する。 (5) 空気管と暖房用配管等の発熱体と接しないように敷設する。 (6) 空気管を取付けた後、他の塗装等により、感度を低下させないようにする。 (7) 感知器、受信機等の取付位置(受信機等にあっては主要操作部高さ) (8) 受信機及び副受信機は耐震措置を施す。 (9) 耐火電線及び耐熱電線の接続箇所を使用する耐火、耐熱絶縁テープの確認 (10) 地区音響装置の音量は、1m離れた位置で90ホン以上とする。 5. 非常警報設備 (1) 配線の本数、電線の種類、色別、耐熱絶縁テープ等の確認。 (2) 耐熱ケーブル相互の接続は、「日本電線工業会」の認定を受けた材料及び工法による。(JCMAMARKで確認) (3) 増幅器及び操作装置は耐震措置を施す。 (4) 放送区域の広さに応じて、3種類に区分されたスピーカを使用する。	標仕6編2章14節 標仕6編2章24節 標仕6編2章26節

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
試 験		検 査	100㎡を超える … L 級 50㎡を超え100㎡以下 … M、L 級 50㎡以下 … S、M、L 級 6. ガス漏れ火災警報設備 (1) 警戒区域一覧図及び取扱説明書を受信機に備える。 (2) 受信機及び副受信機の固定及び取付高さ (3) 検知器の取付場所及び取付高さ（ガスの種類で取り付け高さ等が異なるので注意）	標仕 6 編2章27節
			次の事項等について検査する。 1. 動作試験 2. 機能試験	標仕 6 編2. 28. 2

7. 中央監視制御設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	次の事項等について、設計図書等と照合し検討する。 1. 機器の据付け又は取付工法 2. 騒音及び耐震処置の考慮 3. 試運転調整又は試験、検査の種類、方法等	
施 工 図		承諾	次の事項等について、設計図書等と照合し検討する。 1. 誤動作防止又はシステムダウン等の原因となるノイズ対策のため、電力盤とはできるだけ離して設置する。 2. 局所的な温度上昇の防止及び操作上から、直射日光のあたる場所を避ける。 3. 装置からの発熱量を充分監視室外へ排出できるように、換気設備又は空調設備を設けて温度上昇限度を超えないようにする。 4. 自立形機器及び監視盤は、基礎や架台等 アンカーボルト等で固定するほか、配電盤の形状に準じて天井、壁等に支持を考慮する。	
製 作 図		承諾	次の事項等について、設計図書等と照合し検討する。 1. 構造、材質、寸法、規格 2. 性能及び機能の確認	
機 材 検 査		検査	以下の事項等について、設計図書等と照合し検査する。 1. 警報盤 (1) 構造試験（構造） (2) 性能試験（動作、絶縁抵抗、耐電圧） 2. 監視制御装置 (1) 構造試験（構造） (2) 性能試験（動作、絶縁抵抗、耐電圧） (3) 機能試験（総合試験）	標仕7編1.5.1

7. 中央監視制御設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施 工		検 査	次の事項等について、施工図、設計図書等と照合し検査する。 1. 自立形機器は床面に固定し耐震処置を行う。 2. 壁掛形機器は重量及び取付場所に応じた方法で取付ける。 3. 卓上形機器は、固定ベルト等により台上からの落下防止を考慮する。	標仕 7 編2章1節
試 験		検 査	次の事項等について検査する。 1. 絶縁抵抗試験（配線完了後） 2. 光ファイバーケーブルの伝送損失測定 3. 機能試験（総合動作）（機器の設置及び配線完了後）	標仕 7 編2. 3. 2

8. 昇降機設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	設計図書等と照合し検討する。	
施工図及び施工		承諾 検査	以下の事項等について、設計図書等と照合し検討する。また、施工検査を行う。 1. 一般エレベーター設備 (1) 機械室内機器 ア 巻上機、電動機及びブレーキ (ア) 巻上機の取付けは確実に、網車にひびわれがなく自動停止の際、主索との間に著しいすべりがないようにする。 (イ) 電動機は、JIS C 4034-1による試験（特性試験、温度上昇試験、耐電圧試験、絶縁抵抗試験）を行い、その試験成績書を提出させる。 (ウ) ブレーキは、動力が断たれたとき又は電氣的安全装置が作動したときに、確実に作動するようにする。 (エ) 鋼車、ロープ等の寸法確認 (オ) 各機器の仕様確認 イ 電源盤及び制御盤 (ア) 受電盤及び主開閉器は、原則として機械室出入口に近く設置され、安全、かつ容易に操作できるようにする。 (イ) 制御器その他の制御装置の取付けは強固で盤上の各スイッチの接点の作動は良好であること。 ウ マシンビーム (ア) 鋼材又は形鋼製とする。 (イ) 部材の寸法確認 (ウ) ボルト、ナット、割ピン等の締付けと折曲げ確認 (2) かご ア かご床 (ア) 厚さ3.0mm以上のゴムタイル製又は厚さ2.0mm以上の合成樹脂製タイル張りとし、敷居はアルミニウム材又はステンレス鋼板製とする。（荷物用を除	建築基準法及び告示 機械標仕 9 編2章

8. 昇降機設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工図及び施工(続)			く。) (イ) 前面には、出入口全幅をおおう鋼製エプロンを取付ける。 イ かご室 (ア) かご上には、保守点検用として、コンセント、保守運転用ボタンスイッチ及び運転停止用安全スイッチを取付ける。 (イ) かご操作盤、かご内インジケータ、乗過ぎ警報装置、各階案内表示板、用途・積載量及び最大定員を明示した標識、インターホン、館内放送用スピーカ、換気扇、照明器具、停電灯を備える。 (ウ) 寸法（出入口、本体、救出口） (エ) （一社）建築性能基準推進協会のエレベーター安全装置設置済マークを、かご内に表示する。 ウ かごの戸 (ア) 戸にはセーフティシューを取付け戸が閉まる際に人体が触れたときは直ちに反転して開くものとする。 (イ) かご出入口検出装置を設ける場合は、多光軸式とする。なお、荷物用の場合は光電式とする。 (3) 乗場 三方枠、乗場の敷居、乗場の戸、ドアロック、乗場ボタン、インジケータを設ける。 (4) 昇降路内機器 ア 昇降路構造 昇降路周壁は、不燃材であること。 イ レール、レールブラケット、ガイドシュー、主索、張力平衡用ばね、ロープ自重の補償装置、釣合いおもりを設ける。 (5) 安全装置 戸開走行保護装置、リミットスイッチ、	

8. 昇降機設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工図及び施工(続)			ファイナルリミットスイッチ、過速安全スイッチ、非常止め装置、緩衝装置、インターホン、ピット内安全スイッチ、かご上安全手すり等を設ける。 (6) 耐震措置 ア 移動ケーブル等が昇降路内の突起物により損傷を受けないものとする。 イ 地震感知器連動による最寄り階停止装置を設ける。(荷物用を除く) ウ 地震感知器の取付で、P波感知器は昇降路底部、S波感知器は、機械室有りの場合は機械室に、機械室無しの場合は昇降路底部とする。 (7) 管制運転等 管制運転等は次による。 ア 地震時管制運転 イ 火災時管制運転 ウ 非常用発電時管制運転 エ 停電時救出運転 オ 浸水時管制運転 カ ピット冠水時管制運転 キ 閉じ込め時リスタート運転 ク 緊急地震速報連動運転 ケ 長尺物振れ管制運転 コ 自動診断仮復旧運転 (8) エレベーター監視盤 監視装置(表示部、操作部、インターホン等)、電源装置、操作卓を設ける。 (9) エレベーター警報盤(適用は特記による) 運行状態表示(運転、故障及び各種完成運転等)、操作スイッチ及びインターホン等を設ける。 (10) 塗装 ア かご室内、三方枠、戸の見え掛り部及びこれらに類するものは、塗装を施す。 イ 塗装色は、(一社)日本エレベーター協	

8. 昇降機設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工図及び施工(続)			会のエレベーター用色見本帳、(一社)日本塗料工業会の色見本帳によるものとする。 (11) 電気配線 ア エレベーター用ケーブルは、JIS C 3408(エレベータ用ケーブル)とする。 イ 昇降路内の電線管は、機械的損傷を受けないよう構造体に堅固に取付ける。 2. かが室内の付加仕様(適用は特記による) (1) かが内専用操作盤 (2) かが内手すり (3) かが内鏡 (4) かが内専用インジケータ (5) キックプレート (6) 視覚障害者用装置(乗場共) ア 点字銘板 イ 自動放送装置 3. 機械室(機械室レス型エレベーター設備を除く。) (1) 出入り口の大きさは、幅 0.7m以上、高さ 1.8m以上を有し、階段については、蹴上げ 23 cm以下、踏面 15 cm以上とする。 なお、施錠装置を有する鋼製の戸を設ける。 (2) 階段の両側に側壁又は手すりを設ける。 また、屋上が通路になる場合も転落防止のため同様の手すりを設ける。 (3) 天井高さは 2.0m以上とする。(定格速度によって異なる。) (4) 床面積は、昇降路の 2 倍以上とする。 (5) 巻上機、電動機及び制御盤は、保守管理上の事を考慮して、柱及び壁から 50 cm以上離す。 (6) 床面は平らな様な面とし、電気配管はシンダーコンクリートの中に埋設する。 (7) ロープ等の通るための穴には物がころが	機械標仕9編2章 2.2.2.3

8. 昇降機設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工図及び施工(続)			り落ちるのを防ぐために、スリーブを入れるか、せきを設ける。 (8) 他の用途に使用しない。 (9) 給・排水管及びエレベーターに関係のない配管設備は設けない。 (10) 換気上有効な開口部又は換気設備を設けること。(機器からの発熱量を考慮し、機器の性能を正常に維持できること。) (11) 予備電源等による照明の配線を行う。 (12) 点検照明用コンセントを、室内照明スイッチ近くに設ける。 4. 昇降路 (1) 頂部すき間 かごの枠の上端から昇降路の頂部にある床又ははりの下端までの垂直距離は、1.2m以上とする。(定格速度により異なる。) (2) 昇降路と他の用途との区画 ア 構造上軽微な部分を除き、昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸は、難燃材料で造り、又は覆う。 イ 各階出入口枠まわりのモルタル詰め ウ 他の用途の配管、ダクト等は昇降路には設けない。 (3) ピット ア ピット防水は完全に行う。 イ 点検用コンセントの取付け位置 ウ ピットの深さは最小1.2m以上とする。(定格速度によって異なる。) エ ピット下には原則として居室を設けない。 (4) 敷居受床持ち出し寸法の確認(フェッシャープレートの必要性) 5. 普及型エレベーター設備 1の事項以外の仕様は、製造者の標準仕様による。	機械標仕9編3章

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工図及び施工(続)			6. 非常用エレベーター設備 1 によるほか、次の事項に注意する。 (1) 機器の付加仕様 (2) 標識及び表示灯の設置 (3) 非常呼戻しボタン及びスイッチ等の設置 (4) かご内操作盤面に一次消防及び二次消防運転キースイッチを設ける。 (5) 自動、手動及び解除機構を有する地震管制スイッチ及び地震感知器作動表示を中央管理室に設ける。 (6) 低速運転装置（手動復帰装置を含む。）の設置 (7) かご内に消防運転方法を示す表示板の設置 (8) 手動復帰装置	機械標仕9編4章
			7. 小荷物専用昇降機設備 (1) 機械室内機器 ア 巻上げ機の駆動鋼車は鋳鉄製とし、主索に適応した溝形を有するものとする。 イ 電動機は、JIS C 4034-1による試験（特性試験、温度上昇試験、耐電圧試験、絶縁抵抗試験）を行い、その試験成績書を提出させる。 ウ 電源盤及び制御盤は、製造者の標準仕様とする。 エ マシンビーム及び床材は鋼材又は形鋼製とする。 (2) かご及び出し入れ口 ア かご室及びかご床は、JIS G 4305（SUS430以上の耐食性を有するもの）による厚さ1.2mm以上のものとする。 イ 三方枠及び出し入れ口の戸はJIS G 4305（SUS430以上の耐食性を有するもの）をヘアライン仕上げしたもので、厚さ1.5mm以上とする。 ウ 操作盤、インターホン、ドアスイッチ、	機械標仕9編5章

8. 昇降機設備工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工図及び施工(続)			ドアロックを設ける。 エ 手動開閉式の出し入れの戸が、3分以上開放状態にある場合に警報音を発する装置を設ける。 (3) 昇降路内機器 ア レール、主索、釣合おもり、ガイドシューを設ける。 イ 構造上、そらせ車を必要とする場合は、鋳鉄製とする。 (4) 安全装置 かごが最上階、最下階を行き過ぎないように、リミットスイッチを設ける。 8. 一般油圧エレベーター設備 1 によるほか、次の事項に注意する。 (1) 油容量及び防油堤 (2) 機械室と昇降路の油配管の貫通の処理 (3) シリンダーの油漏れ回収処置 (4) 消火器の設置 (5) 火気厳禁の表示	改機仕7編2章
試 験		検 査	寸法、構造、外観等のほかは、JIS A 4302（昇降機の検査標準）に準じて試験を行う。	機械標仕9編2章 2.2.13

9. 改修工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
一般共通事項			「1. 一般共通事項」に準じて処理するほか、以下の事項に注意する。	
既存部分等への処置		指示 承諾	既存部分を汚染又は損傷した場合は、監督員に報告するとともに、承諾を受けて、原状に準じて補修させる。	改仕1編1.3.10
再使用機材		指示 協議	再使用する機材は、状態や性能・機能の確認を行い、機器に損傷を与えないよう丁寧に取り外し、清掃・洗浄等を実施させる。再取付け後には機能確認を実施させる。	改仕1編1.4.3
施工計画調査		指示	工事の着手に先立ち、実施工程表、施工計画書作成のための調査を指示する。また、防災設備等を改修する場合で、現行法令に適合しない箇所がないか確認させる。	改仕1編1.5.1
養 生		指示 協議	既存部分の養生範囲は特記によるが、改修工事後にも使用される建築物、設備、備品等で改修工事中に汚損、変色等をおこす恐れがある箇所には養生を行うよう指示する。また、養生範囲は監督員と協議する。	改仕1編1.7節
発生材の処理等		指示	発生材のうち、PCBを含む機器類は、飛散、流出及び地下への浸透等がないように容器に納め、保管させ、工事完了後引渡しを受ける。 なお、容器については特記による。	改仕1編1.9.1
施工計画書 (総合)		確認	工事着手前に提出させ、次の事項について確認する。 1. 現場仮設計画 外部足場は、「手すり先行工法による足場」を適用しているか確認する。	機械改仕1編2.2.1
記 録		指示 確認	1. 建築副産物の適正処理に係る記録 工事が完成したときは、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されてい	特別共仕1.1.13

9. 改修工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
<共通工事> 配管・配線工事 はつり、穴開け インサート及びアンカー		検 査	ることを確認する。 2. その他の適正処理に係る記録 産業廃棄物広域認定制度の認定を受けた製造者等により処理させる場合は、処理完了報告書等を提出させ、適正処理を確認する。 標仕の各項に準じて処理するほか、以下による。 配管・配線の改修については、改仕を参照のこと。 はつり、穴あけに関する事項は、改仕を参照のこと。 インサート及びアンカーに関する事項は、改仕を参照のこと。 確認の要点は次のとおり。 1. 既存のインサート及びアンカーボルトの状態及び強度（やむを得ず再使用する場合） 2. 耐震計算書との適合性 3. あと施工アンカーを施工する作業者の資格者証の写し 4. 金属製あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の使用、埋込み深さ 5. 接着系あと施工アンカーを使用する場合は、穿孔深さ、孔内の清掃、硬化時間の確保 6. 性能確認試験及び施工後確認試験結果（特記により実施する場合）	改仕 2 編2. 1. 15 改仕 1 編2章11節 改仕 1 編2章12節
動力設備工事		検 査	機器（照明器具、配線器具等）の取外し、再使用及び分電盤等の更新については、改仕を参照のこと。	改仕 2 編2. 16. 4 〃 2. 16. 5
受変電設備工事		検 査	機器の取外し、再使用については、改仕を参照のこと。	改仕 3 編2. 2. 5

9. 改修工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
電力貯蔵設備工事		検査	機器の取外し、再使用については、改仕を参照のこと。	改仕4編2.2.3
発電設備工事		検査	機器の取外し、再使用については、改仕を参照のこと。	改仕5編2.2.9 " 2.3.7 " 2.5.5 " 2.6.5
通信・情報設備工事		検査	機器の取外し、再使用、主装置等の更新及び防災設備の改修については、改仕を参照のこと。	改仕6編2.1.14 ～2.1.17
環境配慮 (グリーン) 改修工事		確認	下記の記載事項以外は、新築の場合(1. 一般共通事項)に準じて処理する。 石綿含有建材(石綿重量が0.1%を超えて含有する建材)の処理工事は下記による。 1. 提出資料 施工計画として、次の区分に応じて括弧内に記載した当該工事に相応した技術や資格等について、受注者から提出された証明資料等を確認する。 (1) 専門工事業者(建設業法、労働安全衛生法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る資格及び「建築改修工事施工監理指針9.1.2(2)(イ)」記載の技術) (2) 石綿作業主任者(石綿作業主任者技能講習修了者等) (3) 除去作業者(特別教育記録及び各種健康診断書) (4) 特別管理産業廃棄物管理責任者(当該管理責任者の資格) ※(4)については石綿含有成形板又は外壁等の仕上塗材(下地調整材含む)の処理工事のみである場合を除く	改 仕 9 章 (建築工事編) 改 仕 9章1節 (建築工事編)
		承諾	2. 施工計画書 施工計画書は、次の事項等について検討する。 (1) 工事概要	

9. 改修工事

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
環境配慮 (グリーン) 改修工事 (続)		指示 確認	(2) 計画工程表（必要に応じて区域別の工程表） (3) 管理組織（工事管理者、石綿作業主任者、特別管理産業廃棄物管理責任者等） (4) 安全衛生管理及び飛散防止対策 (5) 使用用具、機器類、材料及び調合 (6) 工事の流れ (7) 仮設計画（足場、養生） (8) 関係者以外の立入禁止等の表示位置及び表示内容 (9) 作業要領（作業計画図を含む） (10) 確認、検査方法 (11) 石綿廃棄物処理計画 (12) 添付書類（使用処理剤の説明、作業員名簿） (13) その他必要事項 なお、既存部分を撤去した結果、設計図書により施工することが適切でない場合及び設計図書との相違がある場合は、必要に応じて改修方針及び施工計画を変更し、承諾の後、施工するよう指示する。 3. 官公署その他への手続き等 一般建築工事の手続きの他、次の手続きについて指示・確認する。 (1) 労働安全衛生法の工事計画届（労働基準監督署） (2) 石綿障害予防規則の作業届（労働基準監督署） (3) 大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業実施届（知事又は市長） (4) 大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の石綿事前調査の結果報告（知事又は市長） (5) その他、各自治体の条例等により義務付けられている届出 ※(1)から(3)までは石綿含有成形板又は外壁等の仕上塗材（下地調整材含む）の処理工事のみである場合を除く	

項 目	監督員の事務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
環 境 配 慮 (グリーン) 改 修 工 事 (続)		指示 確認	4. 施工記録報告書 施工記録報告書の提出を指示し、提出された当該報告書の内容を確認する。 施工記録報告所は次により作成する。ただし、承諾した施工計画書に記載された事項で変更がない事項は省略できる。 (1) 施工計画書 (2) 工事記録及び工事写真 (3) 粉じん濃度測定結果 (4) 産業廃棄物処理記録 (5) 施工調査等記録 (6) 作業者の作業記録、特殊健康診断記録、労働安全衛生教育記録 (7) その他必要事項（試験計測機器の検定証明等）	特別共仕1.1.13